



宮行評委第10号
平成30年8月24日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一 男

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

部会長 奥村 誠

「仙台南部地区特別支援学校整備事業」に係る大規模事業評価について
(答申)

平成30年7月17日付け復政第36号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

(別紙)

仙台南部地区特別支援学校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 小・中学部と高等部の併設により、期待されるメリットが十分に発揮されるよう、教育内容・教育環境の整備に努めること。
- 2 高等部（産業技術科）においては、地域の企業等と連携し、実践的教育の場と就業先の確保に努めること。
- 3 豊かな周辺環境と調和した質の高い施設を実現するため、関係者の意見に配慮した設計・建設を行うこと。